

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

- 目次
- 第一章 総務省関係(第一条・第二条)
- 第二章 厚生労働省関係(第三条)
- 第三章 農林水産省関係(第四条・第五条)
- 第四章 国土交通省関係(第六条―第九条)
- 附則

第一章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第一項中「のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する」を「を円滑に行う」に改め、同条第十三項中「及び第十項」を「及び同項」に改める。

別表第一建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の項を削り、同表宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の項中「第十四条及び第七十八条の三」を「及び第十四条に改め、「第八条、第十条及び第十四条の規定により処理することとされているものについては」を削り、同表不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の項中「第二十三条第一項(国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。)、及び第三項」及び「第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項(国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。)」を削り、同表積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百十一号)の項中「第十六条及び第五十四条の二」を「及び第十六条」に改め、「第十二条、第十三条及び第十六条の規定により処理することとされているものについては」を削る。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第二条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「とする」の下に「。次号において同じ」を加え、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 住民基本台帳法第二十四条の規定に基づく同条の届出の受付及び当該届出に係る同法第二十二

条第二項に規定する文書の引渡し

第二条に次の一号を加える。

九 市町村長が登録した印鑑に係る登録の廃止の申請の受付

第二章 厚生労働省関係

(介護保険法の一部改正)

第三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十八条の四第三項第三号中「小規模多機能型居宅介護及び」を削る。

第一百五十五条の十四第三項第三号中「介護予防小規模多機能型居宅介護及び」を削る。

第三章 農林水産省関係

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第四条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律で「漁業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

一 漁業近代化資金(漁業近代化資金金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)第二条第三項に規定する漁業近代化資金をいう。以下同じ。)

二 沿岸漁業改善資金(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第二項に規定する経営等改善資金、同条第三項に規定する生活改善資金及び同条第四項に規定する青年漁業者等養成確保資金をいう。以下同じ。)

三 漁業近代化資金及び沿岸漁業改善資金以外の資金であつて、中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち、漁業又は水産加工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するもの

第四条第一項第一号中「ロ」を「ハ」に改め、同号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 沿岸漁業改善資金

第四十四条の二第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第四条第一項第一号ロ」を「第四条第一項第一号ハ」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 沿岸漁業改善資金に係る債務の保証の業務

第七十六条の二(見出しを含む)及び第七十七条中「改善資金」を「漁業経営改善資金」に改める。

(沿岸漁業改善資金助成法の一部改正)

第五条 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「青年漁業者等養成確保資金」の下に「これらの資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。」を加える。

第二条第二項中「とは」の下に「経営等改善措置(を)を加え、以下同じ」を削り、「導入に」を「導入を行うことをいう。以下同じ」を「導入を行うこと」に改め、同条第三項中「とは」の下に「生活改善措置(を)を加え、導入に」を「導入を行うこと」をいう。以下同じ)を実施すること」に改め、

同条第四項中「とは」の下に「青年漁業者等養成確保措置(を)を加え、の実地の習得」を「を」に改め、同条第四項中「とは」の下に「こと」をいう。以下同じ)を実施すること」を加える。

第三条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの業務を行う次に掲げる者(以下「融資機関」という。)に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付け

る事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

一 農林中央金庫

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合

三 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

四 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「貸付資格の認定」を付し、同条を次のように改める。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置の内容及び実施時期

二 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置を実施するのに必要な資金の種類及び額並びにその調達方法

第八条の見出しを削り、同条第一項中「経営等改善資金の貸付け」を「都道府県知事は、経営等改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたとき」に、「以下」を「第三項において」に、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行う」を「経営等改善措置を実施する」に、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は当該施設の導入」を「経営等改善措置を実施すること」に、「行う」を「同条第一項の認定をする」に改め、同条第二項中「生活改善資金の貸付け」を「都道府県知事は、生活改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたとき」に改め、「申請者」の下に「（その者が団体である場合には、その団体を構成する者）を加え、合理的な生活方式を導入する」を「生活改善措置を実施する」に、「当該生活方式を導入する」を「当該生活改善措置を実施する」に、「行う」を「同項の認定をする」に改め、同条第三項中「青年漁業者等養成確保資金の貸付け」を「都道府県知事は、青年漁業者等養成確保資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたとき」に、「近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成する」を「青年漁業者等養成確保措置を実施する」に、「行う」を「同項の認定をする」に改める。

第十五条中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を、「事業」の下に「の全部」を加え、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を、「補助金、貸付金」の下に「及び都道府県が行う同項の貸付けに係る資金（以下「貸付金等」という。）を加え、前条」を「第十一条」に、「及び」を並びに、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（融資機関が行う貸付け）

第十二条 都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金は、無利子とし、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は、政令で定める。

2 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けについて、前三条の規定は融資機関について準用する。

第四章 国土交通省関係

（建築士法の一部改正）

第六条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十六条」に、「第三十八条―第四十四条」を「第三十七条―第四十三条」に改める。

第十条の三を削り、第十条の二を第十条の三とする。

第十条の十九第一項中「第十条の二の二」を「第十条の三の二」に、「第十条の二の二第一項各号」を「第十条の三第一項各号」に改め、同条第三項中「第十条の二の二第六項」を「第十条の三第六項」に改める。

第十条の二十二及び第十一条第一項中「第十条の二の二第一項一号」を「第十条の三第一項一号」に改める。

第十五条の七を削る。

第十六条第三項中「第十五条の六」を「前条」に改める。

第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条とする。

第三十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第四号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第五号中「第四十一条第八号」を「第四十条第八号」に、「者」を「とき」に改め、同条第六号から第十三号までの規定中「者」を「とき」に改め、第十章同条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とする。

第四十条中「第四十二条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十一条中「いづれかに該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第十三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第十四号中「閲覧させた者」を「閲覧させたとき」に改め、同条第十五号から第十七号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第十八号中「（第三十八条第一号）を」とき（第三十七条第一号）に、「者を除く。」を「場合を除く。」に改め、同条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とする。

第四十三条中「第三十八条」を「第三十七条」に、「第四十一条」を「第四十条」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十四条第一号中「第十条の二の二第五項」を「第十条の三第五項」に改め、同条を第四十三条とする。

別表第一中「第十条の二の二」を「第十条の三」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第七条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の三を次のように改める。

（都道府県知事への書類の写しの送付等）

第七十八條の三 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを、遅滞なく、宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に送付しなければならない。

- 一 第三条第一項の免許をした場合 第四条第一項の免許申請書及び同条第二項各号に掲げる書類
- 二 第九条の規定による届出を受理した場合 当該届出に係る書類

2 国土交通大臣は、第十二条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

第七十八条の四中「第十四条及び前条」を「及び第十四条」に改め、「第八条、第十条及び第十四条の規定により処理することとされているものについては、」を削る。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第八条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十四条」に、「第五十六条―第六十一条」を「第五十五条―第六十条」に改める。

第十四条の十一第一項中「第六十条」を「第五十九条」に改める。

第二十三条第一項中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して」を削り、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「みずから」を「自ら」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十五条第五号中「第二十九条第一項第一号」を「第二十九条第一号」に改める。

第二十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「ただし」を「直ちに」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十七条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十九条第二項を削る。

第三十条中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に改め、同条第一号中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二号中「前条第一項」を「前条」に、「同項各号の一」を「同条各号のいずれかに」に改め、同条第五号中「第二十六条第三項」を「第二十六条第二項」に改める。

第三十一条第一項中「は次に掲げる書類を、都道府県知事は」を「又は都道府県知事は、」に改め、「及び次項の規定により送付を受けた書類」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十三条を削り、第五十四条を第五十三条とする。

第五十五条中「第二十三条第一項(国土交通大臣への經由に係る事務に係る部分に限る。)、」及び「第三項」及び「第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項(国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。)」を削り、同条を第五十四条とする。

第五十六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「受けた者」を「受けたとき」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき」に改め、第六章中同条を第五十五条とする。

第五十七条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十九条中「第五十六条、第五十七条第六号」を「第五十五条、第五十六条第六号」に改め、同条を第五十八条とし、第六十条を第五十九条とする。

第六十一条中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、同条を第六十条とする。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第九条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の二を次のように改める。

(都道府県知事への通知)

第五十四条の二 国土交通大臣は、第三条の許可をし、又は第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨その他国土交通省令で定める事項を、積立式宅地建物販売業者の主たる事務所(同項の規定による届出を受理したときにあつては、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所)の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第五十四条の三中「第十六条及び前条」を「及び第十六条」に改め、「第十二条、第十三条及び第十六条の規定により処理することとされているものについては、」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに次条及び附則第四条の規定 公布の日

二 第一条(地方自治法第二百六十条の二第一項の改正規定に限る。)の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第四条及び第五条の規定並びに附則第八条及び第九条の規定 令和四年四月一日

四 附則第十条の規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

五 第一条(地方自治法別表第一宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の項の改正規定に限る。)及び第七条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日がデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第二条のうち、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第七号を改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とする改正規定中「第二条第七号」とあるのは「第二条第五号」と、「同条第八号」とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、「とあるのは「同条第六号」とし、同条」と、同条に一号を加える改正規定中「九」とあるのは「七」とする。

2 前項の場合において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第四十五条のうち地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条中第五号を第七号とし、第四号の次に二号を加える改正規定中「第五号を第七号とし、第四号」とあるのは「第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号」と、「五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」と、「六」とあるのは「七」とする。

2 前項の場合において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第四十五条のうち地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条中第五号を第七号とし、第四号の次に二号を加える改正規定中「第五号を第七号とし、第四号」とあるのは「第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号」と、「五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」と、「六」とあるのは「七」とする。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。)による改正後の地方自治法第二百六十条の二第二項の規定は、第一条の規定の施行の際現に地方自治法第二百六十条の二第二項の規定による申請をしている地縁による団体(第一条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する地縁による団体をいう。)についても適用があるものとする。

(政令への委任)

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(建築基準法の一部改正)

第五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「第十条の二の二第四項」を「第十条の三第四項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百五十四号(一)中「第十条の二の二第一項第一号」を「第十条の三第一項第一号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百九の項中「第十条の二の二第一項」を「第十条の三第一項」に改める。

別表第三の二十二の項及び別表第五第二十七号中「の登録、同法第二十三条第一項の経由」を削り、「の登録、同条第二項の経由」を「又は」に改め、「又は同条第三項の経由」を削る。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第八条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号ハ中「第二条第二項の」の下に「経営等改善措置(一)を、導入を含む。」の下に「に限る。以下「経営等改善措置」という。」を加える。

第十四条第一項中「行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金」を「経営等改善措置」に、「同法の」を「沿岸漁業改善資金助成法」に、「沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入(当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)」を「経営等改善措置」に、「同法第四条」を、「同条第二項中「沿岸漁業従事者等」とあるのは「認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条」に、「以下同じ」を「第三項において同じ」に改め、「の経営」との下に、「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とを加える。

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正)

第九条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第三号中「第二条第二項の」の下に「経営等改善措置(一)を、含む。」の下に「に限る。第十一条第一項において「経営等改善措置」という。」を加える。

第十一条第一項中「行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金」を「経営等改善措置」に、「同法の」を「沿岸漁業改善資金助成法」に、「次条において」を「以下」に、「同法第四条」を「同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条」に、「以下同じ」を「第三項において同じ」に改め、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五項第三号に掲げる措置」とを削り、同法第九条第一項「を」を「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項」に改め、「漁業者の経営」との下に、「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とを加える。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十九条のうち、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第五号の改正規定中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改め、同条第六号の改正規定中「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

内閣総理大臣	菅	義偉
総務大臣	武田	良太
財務大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	田村	憲久
農林水産大臣	野上浩太郎	
国土交通大臣	赤羽	一嘉

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 雑則（第三十四条―第三十六条）</p> <p>第十章 罰則（第三十七条―第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等）</p> <p>第十条の三（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 雑則（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第十章 罰則（第三十八条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等）</p> <p>第十条の二の二（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（都道府県知事の經由）</p> <p>第十条の三 一級建築士の免許及びその取消し並びに登録の訂正及び抹消、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付並びに一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付、再交付及び返納に関する国土交通大臣への書類の提出並びに第五条の二第一項及び第二項並びに第八条の二の規定による国土交通大臣への届出は、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>2 一級建築士の免許申請書の返却並びに一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付及び再交付に</p>

関する国土交通大臣の書類の交付は、住所地の都道府県知事を経由して行うものとする。

(中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等)

第十条の十九 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における第五条第二項から第四項まで及び第六項、第五条の二第一項、第六条並びに第十条の三の規定の適用については、これらの規定(第五条第二項、第五条の二第一項並びに第十条の三第一項各号及び第二項第二号を除く。)中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、「国土交通大臣」とあり、及び「国土交通省」とあるのは「中央指定登録機関」と、「国に」とあるのは「中央指定登録機関に」と、第五条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関(第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、「一級建築士又は」とあるのは「前項の規定により一級建築士名簿に登録をし、又は」と、同項及び第五条の二第一項中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて適用する第五条第六項及び第十条の三第六項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。

(構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登

(中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等)

第十条の十九 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における第五条第二項から第四項まで及び第六項、第五条の二第一項、第六条並びに第十条の二の二の規定の適用については、これらの規定(第五条第二項、第五条の二第一項並びに第十条の二の二第一項各号及び第二項第二号を除く。)中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、「国土交通大臣」とあり、及び「国土交通省」とあるのは「中央指定登録機関」と、「国に」とあるのは「中央指定登録機関に」と、第五条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関(第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、「一級建築士又は」とあるのは「前項の規定により一級建築士名簿に登録をし、又は」と、同項及び第五条の二第一項中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて適用する第五条第六項及び第十条の二の二第六項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。

(構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登

録)

第十条の二十二 第十条の三第一項第一号の登録(第十一条を除き、以下この章において単に「登録」という。)は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務(以下この章において「講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(国土交通省令及び都道府県の規則への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、一級建築士免許証及び一級建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他一級建築士の免許に關して必要な事項並びに第十条の三第一項第一号の登録、同号及び同条第二項第一号の講習、登録講習機関その他構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納に關して必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 (略)

(削る)

(受験手数料)

録)

第十条の二十二 第十条の二の二第一項第一号の登録(第十一条を除き、以下この章において単に「登録」という。)は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務(以下この章において「講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(国土交通省令及び都道府県の規則への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、一級建築士免許証及び一級建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他一級建築士の免許に關して必要な事項並びに第十条の二の二第一項第一号の登録、同号及び同条第二項第一号の講習、登録講習機関その他構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納に關して必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 (略)

(受験の申込み)

第十五条の七 一級建築士試験(中央指定試験機関が行うものを除く。)の受験の申込みは、国土交通省令で定めるところにより、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(受験手数料)

第十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料を徴収する場合には、前条の規定により都道府県指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定試験機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(削る)

(経過措置)

第三十六条 (略)

第十章 罰則

第三十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けないで、それぞれその業務を行う目的で一級建築士、二級建築士又は木造建築士の

第十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料を徴収する場合には、第十五条の六の規定により都道府県指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定試験機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(事務の区分)

第三十六条 第十条の三及び第十五条の七の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第三十七条 (略)

第十章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けないで、それぞれその業務を行う目的で一級建築士、二級建築士又は木造建築士の

名称を用いたとき。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けたとき。

三 第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）

、第三条の第二項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定又は第三条の二第三項（第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

四 第十条第一項の規定による業務停止命令に違反したとき。

五 第十条の三十六第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二条の三第二項において読み替えて準用する第十条の二十三第五号に規定する講習事務及び第二十六条の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十三第五号に規定する講習事務をいう。第四十条第八号において同じ。）の停止の命令に違反したとき。

六 第二十条第二項の規定に違反して、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合でないのに、同項の証明書を交付したとき。

七 第二十一条の二の規定に違反したとき。

八 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。

名称を用いた者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けた者

三 第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）

、第三条の第二項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定又は第三条の二第三項（第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をした者

四 第十条第一項の規定による業務停止命令に違反した者

五 第十条の三十六第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二条の三第二項において読み替えて準用する第十条の二十三第五号に規定する講習事務及び第二十六条の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十三第五号に規定する講習事務をいう。第四十一条第八号において同じ。）の停止の命令に違反した者

六 第二十条第二項の規定に違反して、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合でないのに、同項の証明書を交付した者

七 第二十一条の二の規定に違反した者

八 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けた者

九 第二十三条の十第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十 第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十一 第二十四条の二の規定に違反して、他人に建築士事務所の業務を営ませたとき。

十二 第二十六条第二項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反したとき。

十三 第三十二条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をしたとき。

第三十八条 (略)

第三十九条 第十条の十六第二項（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、中央指定試験機関、都道府県指定試験機関又は指定事務所登録機関の役員又は職員（第四十一条において「中央指定登録機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

九 第二十三条の十第一項又は第二項の規定に違反した者

十 第二十四条第一項の規定に違反した者

十一 第二十四条の二の規定に違反して、他人に建築士事務所の業務を営ませた者

十二 第二十六条第二項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反した者

十三 第三十二条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

第三十九条 (略)

第四十条 第十条の十六第二項（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、中央指定試験機関、都道府県指定試験機関又は指定事務所登録機関の役員又は職員（第四十二条において「中央指定登録機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の二第二項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十条の二第二項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第十条の二第二項又は第二項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

四 第十条の三十一（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第十条の三十四第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第十条の三十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

七 第十条の三十四第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

八 第十条の三十五第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで講習事務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第二十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第二十三条の六の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を

一 第十条の二第二項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十条の二第二項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第十条の二第二項又は第二項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

四 第十条の三十一（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 第十条の三十四第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第十条の三十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第十条の三十四第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

八 第十条の三十五第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで講習事務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

九 第二十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十三条の六の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を

提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出したとき。

十一 第二十四条の四第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十二 第二十四条の四第二項の規定に違反して、図書を保存しなかつたとき。

十三 第二十四条の五の規定に違反して、標識を掲げなかつたとき。

十四 第二十四条の六の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする者に閲覧させたとき。

十五 第二十四条の八第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付したとき。

十六 第二十六条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十七 第二十七条の四第二項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いたとき。

十八 第三十四条の規定に違反したとき（第三十七条第一号に該当する場合を除く。）。

第四十一条 (略)

提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出した者

十一 第二十四条の四第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十二 第二十四条の四第二項の規定に違反して、図書を保存しなかつた者

十三 第二十四条の五の規定に違反して、標識を掲げなかつた者

十四 第二十四条の六の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする者に閲覧させた者

十五 第二十四条の八第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者

十六 第二十六条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十七 第二十七条の四第二項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いた者

十八 第三十四条の規定に違反した者（第三十八条第一号に該当する者を除く。）

第四十二条 (略)

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条（第十三号を除く。）又は第四十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第四項（第十条の十九第一項及び第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八条の二（第三号を除く。）、第十条の三第五項（第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十三条の七（第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十四条の七第二項の規定に違反した者

二〇四 (略)

別表第一（第十条の三、第十条の二十二、第十条の二十四関係）

(略)

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条（第十三号を除く。）又は第四十一条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第四項（第十条の十九第一項及び第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八条の二（第三号を除く。）、第十条の二の二第五項（第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十三条の七（第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十四条の七第二項の規定に違反した者

二〇四 (略)

別表第一（第十条の二の二、第十条の二十二、第十条の二十四関係）

(略)

建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第百八十二号

建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（建築士法施行令の一部改正）

第一条 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十条の二の二第六項」を「第十条の三第六項」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部改正）

第二条 不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第三項を削る。

第五条第一項中「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の項を削る。

総務大臣 武田 良太

国土交通大臣 赤羽 一嘉

内閣総理大臣 菅 義偉

改 正 案	現 行
<p>（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料）</p> <p>第二条 法第十条の三第六項（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、次の各号に掲げる一級建築士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けようとする一級建築士 一万四千三百円</p> <p>二 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士 五千九百円</p>	<p>（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料）</p> <p>第二条 法第十条の二の二第六項（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、次の各号に掲げる一級建築士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けようとする一級建築士 一万四千三百円</p> <p>二 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士 五千九百円</p>

○国土交通省令第四十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の施行に伴い、及び建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十一条第一項の規定に基づき、建築士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

（建築士法施行規則の一部改正）

第一条 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改める。

改正後	改正前
<p>（登録事項）</p> <p>第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（登録事項）</p> <p>第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p>

五 法第十条の三第一項第一号若しくは同条第二項第一号又は法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
 六〇八 (略)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)

第九条の三 法第十条の三第一項又は同条第二項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第十条の三第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第二十八条第十二号に規定する修了証

二 法第十条の三第一項第二号又は同条第二項第二号に該当する者にあつては、同条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

二〇四 (略)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付)

第九条の四 (略)

2 前項及び法第十条の三第四項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、

第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第

五 法第十条の二の二第一項第一号若しくは同条第二項第一号又は法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
 六〇八 (略)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)

第九条の三 法第十条の二の二第一項又は同条第二項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第十条の二の二第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第二十八条第十二号に規定する修了証

二 法第十条の二の二第二項第二号又は同条第二項第二号に該当する者にあつては、同条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

二〇四 (略)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付)

第九条の四 (略)

2 前項及び法第十条の二の二第四項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、

第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第

十二条第一項の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の三第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第四項」とする。

第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定めるところにより講習を受けなければならない。

(略)	二 構造設計一級建築士定期講習	法第十条の三第一項の構造設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、構造設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の三第一項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内
	三 設備設計一級建築士定期講習	法第十条の三第二項の設備設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の三第二項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内

255 (略)

(権限の委任)

第二十四条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 四 (略)

五 法第十条の三第三項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第五項の規定による受納をすること。

六 十六 (略)

十二条第一項の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の二の二第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の二の二第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第四項」とする。

第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定めるところにより講習を受けなければならない。

(略)	二 構造設計一級建築士定期講習	法第十条の二の二第一項の構造設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、構造設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の二の二第一項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内
	三 設備設計一級建築士定期講習	法第十条の二の二第二項の設備設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の二の二第二項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内

255 (略)

(権限の委任)

第二十四条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 四 (略)

五 法第十条の二の二第三項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第四項の規定による受納をすること。

六 十六 (略)

築 一 状 書 式
第一号書式 (第一条の五関係) (A4)

一般建築士免許申請書 (第一面)

【記入注意】数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けてください。
私は、一般建築士の免許を受けたいので、本欄の記載のある住民票の写しを添え、申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
年 月 日

国土交通大臣 殿
中央指定登録機関 (名) 氏名.....

ふりがな	氏名	生年月日	年	月	日生	写真 1 縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を書いてください。 2 貼付した写真は免許証に貼付されます。
	性別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>			
本籍	〒	電話	試験 一般建築士試験に合格した年			
現住所	〒	電話	試験 合格通知書日付			
試験	合格通知書日付		年	月	日	合格番号
登録申請区分	1 学歴+実務 <input type="checkbox"/>		2 二級建築士等+実務 <input type="checkbox"/>		3 建築士法第四条第五項 <input type="checkbox"/>	
1 申請する学歴+実務のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計		
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)	年 月		
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)	年 月		
2 二級建築士等十実のみ記入 務により申請する場合	資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二級建築士等としての建築実務経験期間の合計		
		号	年 月 日	年 月		
3 建築士法第四条第五項のみ記入 務により申請する場合	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日		
			年 月 日	年 月 日		

築 一 状 書 式
第一号書式 (第一条の五関係) (A4)

一般建築士免許申請書 (第一面)

【記入注意】数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けてください。
私は、一般建築士の免許を受けたいので、本欄の記載のある住民票の写しを添え、申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
年 月 日

国土交通大臣 殿
中央指定登録機関 (名) 氏名.....

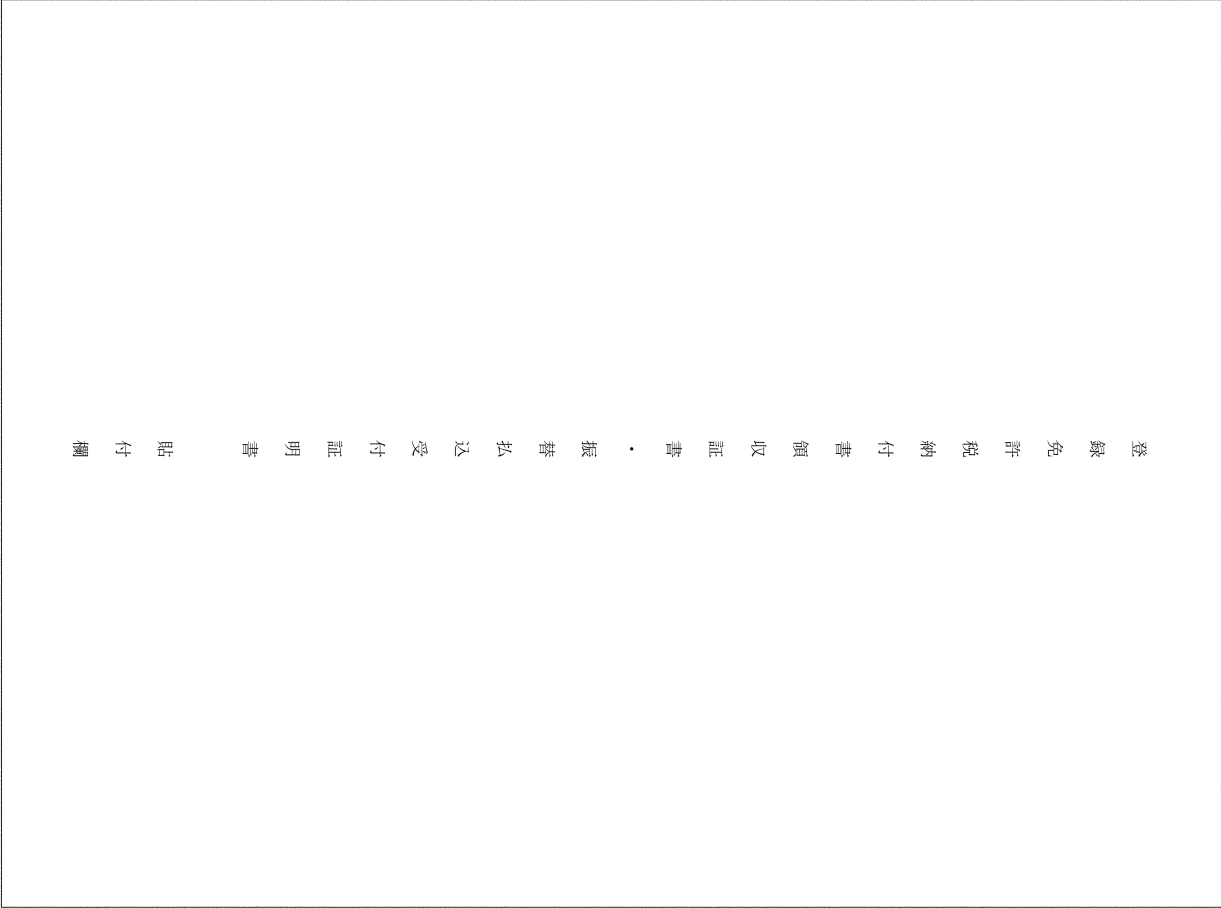
ふりがな	氏名	生年月日	年	月	日生	写真 1 縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を書いてください。 2 貼付した写真は免許証に貼付されます。
	性別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>			
本籍	〒	電話	試験 一般建築士試験に合格した年			
現住所	〒	電話	試験 合格通知書日付			
試験	合格通知書日付		年	月	日	合格番号
登録申請区分	1 学歴+実務 <input type="checkbox"/>		2 二級建築士等+実務 <input type="checkbox"/>		3 建築士法第四条第五項 <input type="checkbox"/>	
1 申請する学歴+実務のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計		
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)	年 月		
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)	年 月		
2 二級建築士等十実のみ記入 務により申請した場合	資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二級建築士等としての建築実務経験期間の合計		
		号	年 月 日	年 月		
3 建築士法第四条第五項のみ記入 務により申請した場合	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日		
			年 月 日	年 月 日		

(第二面)

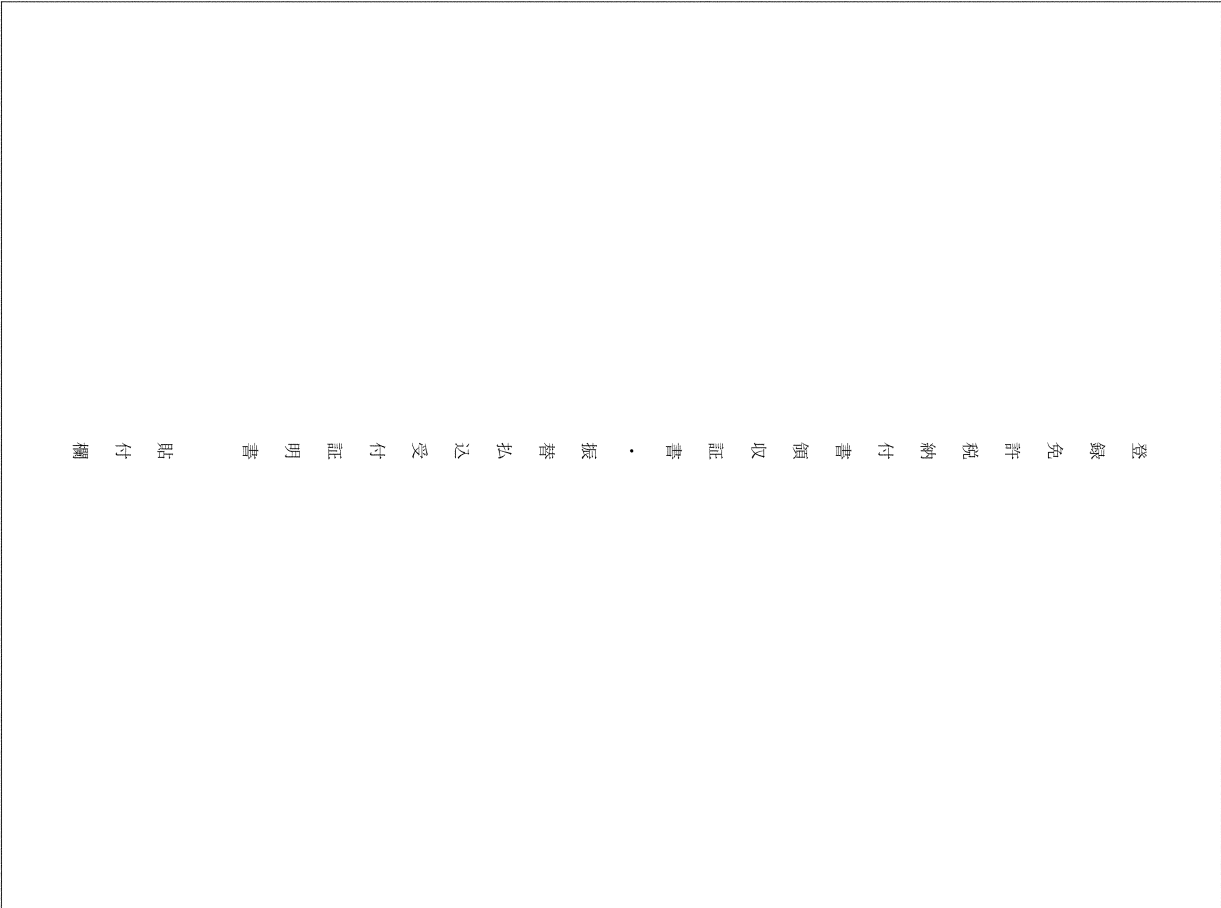
<p>1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。</p> <p>あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日</p> <p>2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。</p> <p>あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日</p> <p>3 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。</p> <p>あるときは、その日</p> <p>4 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。</p> <p>業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間</p> <p>5 精神の機能の障害により一般建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態です。</p>	<p>ある□ ない□</p> <p>年 月 日</p> <p>ある□ ない□</p> <p>年 月 日</p> <p>ある□ ない□</p> <p>年 月 日</p> <p>ある□ ない□</p> <p>年 月 日</p> <p>ある□ ない□</p> <p>年 月 日</p> <p>はい□ いいえ□</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>※登録機関記載欄</p>	

(第二面)

<p>1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。</p> <p>あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日</p> <p>2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。</p> <p>あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日</p> <p>3 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。</p> <p>あるときは、その日</p> <p>4 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。</p> <p>業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間</p> <p>5 精神の機能の障害により一般建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態です。</p>	<p>ある□ ない□</p> <p>年 月 日</p> <p>ある□ ない□</p> <p>年 月 日</p> <p>ある□ ない□</p> <p>年 月 日</p> <p>ある□ ない□</p> <p>年 月 日</p> <p>はい□ いいえ□</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>※経由庁 (機関) 記載欄</p>	<p>※登録機関記載欄</p>



(第三面)



(第三面)

築 一 冊 式 (第一号の二書式 (第一条の五関係) (A4))

実務経歴書

【記入注意】この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求められることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、一般建築士の免許を受けたので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

国 土 交 通 大 臣 殿 氏名.....

中央指定登録機関 (名 称) 勤務先等

Table with columns: 勤務先 (部署名まで), 所在地 (番地まで), 在職期間の合計 (年月, 年数), 在職期間 (年月, 年数), 地位職名, 建築実務の内容 (建築士法施行規則第一条の二)

建築実務の詳細

Table for (1) 実務経歴の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に) 用途・構造・規模・担当業務 (等)

Table for (2) 実務経歴の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に) 用途・構造・規模・担当業務 (等)

Table for (3) 実務経歴の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に) 用途・構造・規模・担当業務 (等)

※登録機関記載欄

築 一 冊 式 (第一号の二書式 (第一条の五関係) (A4))

実務経歴書

【記入注意】この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求められることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、一般建築士の免許を受けたので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

国 土 交 通 大 臣 殿 氏名.....

中央指定登録機関 (名 称) 勤務先等

Table with columns: 勤務先 (部署名まで), 所在地 (番地まで), 在職期間の合計 (年月, 年数), 在職期間 (年月, 年数), 地位職名, 建築実務の内容 (建築士法施行規則第一条の二)

建築実務の詳細

Table for (1) 実務経歴の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に) 用途・構造・規模・担当業務 (等)

Table for (2) 実務経歴の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に) 用途・構造・規模・担当業務 (等)

Table for (3) 実務経歴の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に) 用途・構造・規模・担当業務 (等)

※経由庁 (機関) 記載欄 ※登録機関記載欄

第三号の二書式

第三号の二書式 (第九条の三関係) (A4)

構造設計一般建築士証 交付申請書
設備設計一般建築士証

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし
印を付けてください。

下記により (構造設計一般建築士証・設備設計一般建築士証) の交付を申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日 氏名.....

国土交通大臣 殿
中央指定登録機関
(名 称)

氏名	生年月日	年 月 日 生	写真
本籍	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	1 縦4.5cm、横3.5cmの 写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入し てのりではり付け てください。 2 貼付した写真は免許 2 証に転写されます。
現住所	電話	第 号	
一級建築士登録番号	第 号	年	

講習	構造設計一般建築士講習 設備設計一般建築士講習	を修了した時期	年 月 日	修了証番号	第 号
講習	修了証日付	年 月 日	修了証番号	第 号	
※審査	写真照合	修了者一覧表 照合	副申審査	名簿登録	建築士証発行
※交付番号	※交付年月日	年 月 日	※交付年月日	年 月 日	

領 収 証 書 は り 付 け 欄

第三号の二書式

第三号の二書式 (第九条の三関係) (A4)

構造設計一般建築士証 交付申請書
設備設計一般建築士証

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし
印を付けてください。

下記により (構造設計一般建築士証・設備設計一般建築士証) の交付を申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日 氏名.....

国土交通大臣 殿
中央指定登録機関
(名 称)

氏名	生年月日	年 月 日 生	写真
本籍	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	1 縦4.5cm、横3.5cmの 写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入し てのりではり付け てください。 2 貼付した写真は免許 2 証に転写されます。
現住所	電話	第 号	
一級建築士登録番号	第 号	年	

講習	構造設計一般建築士講習 設備設計一般建築士講習	を修了した時期	年 月 日	修了証番号	第 号
講習	修了証日付	年 月 日	修了証番号	第 号	
※審査	経由写真照合	修了者一覧表 照合	副申審査	名簿登録	建築士証発行
※交付番号	※交付年月日	年 月 日	※交付年月日	※都道府県 受付番号	

領 収 証 書 は り 付 け 欄

（建築基準法施行規則の一部改正）
 第二条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>（構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等） 第三条の十三 法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。 一 建築士法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士 二～四（略） 2（略）</p>	<p>（構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等） 第三条の十三 法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。 一 建築士法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士 二～四（略） 2（略）</p>
--	--

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）
 第三条 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>（登録講習機関登録簿の記載事項） 第二十四条 法第十条の二十四第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、役員の氏名（法第十条の三第一項第一号に規定する登録講習機関（以下この節において単に「登録講習機関」という。）が法人である場合に限る。）とする。 （準用） 第四十一条 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える規定 読み替えられる字句 （略） 第二十四条 法第十条の三第一項第一号 法第二十二條の二 （略）</p>	<p>（登録講習機関登録簿の記載事項） 第二十四条 法第十条の二十四第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、役員の氏名（法第十条の二の二第一項第一号に規定する登録講習機関（以下この節において単に「登録講習機関」という。）が法人である場合に限る。）とする。 （準用） 第四十一条 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句 （略） 第二十四条 法第十条の二の二第一項第一号 法第二十二條の二 （略）</p>
--	---

（準用）
第四十四条 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。
 読み替える規定
 読み替えられる字句
 読み替える字句
 （略）
第二十四条
 法第十条の三第一項第一号
 法第二十四條第二項
 （略）

（準用）
第四十四条 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。
 読み替える規定
 読み替えられる字句
 読み替える字句
 （略）
第二十四条
 法第十条の二の二第一項第一号
 法第二十四條第二項
 （略）

<p>（略） 第二十四条 法第十条の三第一項第一号 法第二十四條第二項 （略）</p>	<p>（略） 第二十四条 法第十条の二の二第一項第一号 法第二十四條第二項 （略）</p>
--	--

第八号様式

第八号様式 (第二十八条関係) (A4)

修了証

年 月 日

氏 名
生 年 月 日
登 録 番 号

年 月 日

この者は、建築士法第10条の3第1項第1号の講習の課程を修了した者であることを証します。

修了証の番号

第

号

登録講習機関 印

第八号様式

第八号様式 (第二十八条関係) (A4)

修了証

年 月 日

氏 名
生 年 月 日
登 録 番 号

年 月 日

この者は、建築士法第10条の2の2第1項第1号の講習の課程を修了した者であることを証します。

修了証の番号

第

号

登録講習機関 印

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和三年八月二十六日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。